

(変更)

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

				資料番号	20	担当課	建築住宅課
法令名	建築士法施行細則	根拠条項	第8条第1項	許認可等の内容	建築士免許証の再交付申請		
<p>(免許証の再交付)</p> <p>第8条 二級建築士又は木造建築士は、免許証又は免許証明書を汚損し、又は失った場合においては、遅滞なく、二級建築士等免許証用写真をちよう付した免許証再交付申請書にその理由を記載し、汚損した場合にあつては、その免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を再交付する。</p> <p>3 二級建築士又は木造建築士は、第1項(第12条の14の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により免許証又は免許証明書の再交付を申請した後、失った免許証又は免許証明書を発見した場合においては、発見した日から10日以内に、これを知事に返納しなければならない。</p>							